【資料 ７】

避難勧告等の発令に着目した
水害対応タイムライン

浜田圏域県管理河川減災対策協議会

河 川 名：八戸川
観測所名：江尾

台風の接近・上陸に伴う洪水（前線による洪水）を対象とした、県河川管理区間沿川の市町村の避難勧告の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）（案）

H29.11.6 作成

気象・水象情報

◇台風情報（台風予報）
◇台風に関する島根県気象情報（随時）

○台風説明会（於：松江地方気象台）
◇強風波浪高潮注意報発表

◇暴風波浪警報、大雨洪水高潮注意報発表

水防団待機水位到達
江尾水位観測所（水位1.70m）

江尾水位観測所（水位2.20m）

◇大雨警報・洪水警報発表
○ホットライン（松江地方気象台）

氾濫注意水位到達
江尾水位観測所（水位2.60m）

◇土砂災害警戒情報（江津市）発表
○ホットライン（松江地方気象台）

◇記録的短時間大雨情報（江津市）発表

避難判断水位到達
江尾水位観測所（水位2.80m）

氾濫危険水位到達
江尾水位観測所（水位3.30m）

◇大雨特別警報発表
○ホットライン（松江地方気象台）

○気象台記者会見
※台風最接近

堤防天端水位達成・越流

※「ホットライン（松江地方気象台）」は、上記の場合に行うほか、必要と認められれば随時行う。

※気象・水象情報に関する発表等のタイミングについては、地域・事象によって、異なります。

浜田県土整備事務所

○施設（水門・排水機場等）の点検・操作確認
○災害対策用資機材・復旧資機材等の確保
○支部体制の確認
○河川敷での工事の安全確認
○維持業者、河川巡視員への情報提供

【注意体制】

水防警報（待機）

水防警報（準備）

【警戒体制】

水位到達情報（氾濫注意情報）

水防警報（出動）

○出水時点検（巡視）

○ホットライン（浜田県土）

水位到達情報（氾濫警戒情報）

○ホットライン（事務所長）
○漏水・侵食情報提供

【非常体制】

水位到達情報（氾濫危険情報）

水防警報（指示）

○ホットライン（事務所長）

○市の要請に応じて
災害対策機械の派遣

○ホットライン（事務所長）

○被害状況の把握
○被害状況・調査結果等の公表

氾濫発生

江津市

○水防団等への注意喚起

○休校の判断、体制の確認等

事前体制

○水防団指示（待機）

○防災気象情報を監視、河川水位、降雨量等を確認
○水防団指示（準備）
○樋門・樋管等の操作担当者へ注意喚起

○ホットライン（市の防災担当者）

第１災害体制

○管理職等を配置

○必要に応じ、助言の要請

○ホットライン（市の防災担当者）
○巡視・水防活動状況を把握し必要な措置を求める

第２災害体制

○首長もしくは代理者の登庁
○水位等の監視体制強化
○必要に応じ、助言の要請

（市長）
○過去の洪水と比較等、洪水の切迫性の確認

第３災害体制

○全職員が予め定めた体制入り

○ホットライン（市長）

（市長）
○必要に応じ、助言の要請
○必要に応じ水防団の退避の指示

（市長）
○必要に応じ自衛隊への派遣要請
○堤防決壊時の住民周知
○堤防決壊を覚知した場合には、浜田県土、所管警察等の関係機関に通知

○避難所開設の検討

水防団出動

○避難所開設の準備の判断
○要配慮者利用施設に水到達情報（氾濫注意情報）を伝達
○避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合は、早めに避難準備・高齢者等避難開始の発令判断
○重要水防箇所や危険箇所の位置を確認し発令対象地域を検討

○避難所開設の判断

避難準備・高齢者等避難開始

○要配慮者利用施設に水到達情報（氾濫警戒情報）を伝達
○避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合は、早めに避難勧告の発令判断
○重要水防箇所や危険箇所の位置を確認し発令対象地域を検討

避難勧告

○要配慮者利用施設に水到達情報（氾濫危険情報）を伝達

避難指示（緊急）

住民等

○テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報等の確認

○ハザードマップ等による避難所・避難ルートの確認

○防災グッズの準備

○自宅保全

○テレビ、インターネット、携帯メール等による大雨や河川の状況を確認

○防災無線、携帯メール等による避難準備・高齢者等避難開始の受信

要配慮者避難開始

○避難の準備（要配慮者以外）

○防災無線、携帯メール等による避難勧告・避難指示（緊急）の受信

避難開始

避難完了

最終的な危険回避行動

○未避難者の緊急避難
○屋内安全確保（垂直避難）

避難解除

-72h
-48h
-24h
-10h 程度
-3h 程度

0.5h 程度

1h 程度

レベル1
レベル2 注意
レベル3 警戒
レベル4 危険
レベル5

河 川 名：敬川
観測所名：敬川橋

台風の接近・上陸に伴う洪水（前線による洪水）を対象とした、県河川管理区間沿川の市町村の避難勧告の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）（案）

H29.11.6作成

気象・水象情報

-72h
◇台風情報（台風予報）
◇台風に関する島根県気象情報（随時）
○台風説明会（於：松江地方気象台）
◇強風波浪高潮注意報発表
-48h
◇暴風波浪警報、大雨洪水高潮注意報発表
-24h
水防団待機水位到達
敬川橋水位観測所（水位2.00m）

レベル1
◇大雨警報・洪水警報発表
○ホットライン（松江地方気象台）

氾濫注意水位到達
敬川橋水位観測所（水位2.10m）

レベル2注意
◇土砂災害警戒情報（江津市）発表
○ホットライン（松江地方気象台）
◇記録的短時間大雨情報（江津市）発表

避難判断水位到達
敬川橋水位観測所（水位2.40m）

レベル3警戒

氾濫危険水位到達
敬川橋水位観測所（水位2.70m）

レベル4危険
◇大雨特別警報発表
○ホットライン（松江地方気象台）
○気象台記者会見
※台風最接近

堤防天端水位達成・越流

レベル5

※「ホットライン（松江地方気象台）」は、上記の場合に行うほか、必要と認められれば随時行う。

※気象・水象情報に関する発表等のタイミングについては、地域・事象によって、異なります。

浜田県土整備事務所

○施設（水門・排水機場等）の点検・操作確認
○災害対策用資機材・復旧資機材等の確保
○支部体制の確認
○河川敷での工事の安全確認
○維持業者、河川巡視員への情報提供

【注意体制】
水防警報（待機）

【警戒体制】
水位到達情報（氾濫注意情報）
水防警報（出動）
○出水時点検（巡視）

水位到達情報（氾濫警戒情報）

【非常体制】
水位到達情報（氾濫危険情報）
水防警報（指示）

○被害状況の把握
○被害状況・調査結果等の公表

氾濫発生

江津市

○水防団等への注意喚起
○休校の判断、体制の確認等

事前体制
○水防団指示（待機、準備）
○防災気象情報を監視、河川水位、降雨量等を確認
○樋門・樋管等の操作担当者へ注意喚起
○ホットライン（市の防災担当者）

第1災害体制
○管理職等を配置
○必要に応じ、助言の要請
○ホットライン（浜田県土）
（危機管理監）
○ホットライン（市の防災担当者）
○巡視・水防活動状況を把握し必要な措置を求める

第2災害体制
○首長もしくは代理者の登庁
○水位等の監視体制強化
○必要に応じ、助言の要請
○ホットライン（事務所長）
（市長）
○漏水・侵食情報提供
○過去の洪水と比較等、洪水の切迫性の確認

第3災害体制
○全職員が予め定めた体制入り
○ホットライン（市長）
○ホットライン（事務所長）
（市長）
○必要に応じ、助言の要請
○必要に応じ水防団の退避の指示
○市の要請に応じて災害対策機械の派遣
○ホットライン（事務所長）
（市長）
○必要に応じ自衛隊への派遣要請
○堤防決壊時の住民周知
○堤防決壊を覚知した場合には、浜田県土、所管警察等の関係機関に通知

水防団出動
○避難所開設の検討
○避難所開設の準備の判断
○要配慮者利用施設に水到達情報（氾濫注意情報）を伝達
○避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合は、早めに避難準備・高齢者等避難開始の発令判断
○重要水防箇所や危険箇所の位置を確認し発令対象地域を検討

避難準備・高齢者等避難開始
○避難所開設の判断
○要配慮者利用施設に水到達情報（氾濫警戒情報）を伝達
○避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合は、早めに避難勧告の発令判断
○重要水防箇所や危険箇所の位置を確認し発令対象地域を検討

避難勧告
○要配慮者利用施設に水到達情報（氾濫危険情報）を伝達

避難指示（緊急）

住民等

○テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報等の確認
○ハザードマップ等による避難所・避難ルートの確認
○防災グッズの準備
○自宅保全
○テレビ、インターネット、携帯メール等による大雨や河川の状況を確認

-48h
-24h
-10h 程度
-3h 程度

○防災無線、携帯メール等による避難準備・高齢者等避難開始の受信

要配慮者避難開始
○避難の準備（要配慮者以外）

0.5h 程度

○防災無線、携帯メール等による避難勧告・避難指示（緊急）の受信

避難開始

1h 程度

避難完了
最終的な危険回避行動
○未避難者の緊急避難
○屋内安全確保（垂直避難）

避難解除

河 川 名：下府川
観測所名：府中橋

台風の接近・上陸に伴う洪水（前線による洪水）を対象とした、県河川管理区間沿川の市町村の避難勧告の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）（案）

H29.11.6 作成

気象・水象情報

-72h
◇台風情報（台風予報）
◇台風に関する島根県気象情報（随時）

-48h
○台風説明会（於：松江地方気象台）
◇強風波浪高潮注意報発表

◇暴風波浪警報、大雨洪水高潮注意報発表

-24h
水防団待機水位到達
府中橋水位観測所（水位2.10m）

府中橋水位観測所（水位2.90m）

◇大雨警報・洪水警報発表
○ホットライン（松江地方気象台）

氾濫注意水位到達
府中橋水位観測所（水位3.60m）

◇記録的短時間大雨情報（浜田市）発表

避難判断水位到達
府中橋水位観測所（水位4.50m）

◇土砂災害警戒情報（浜田市）発表
○ホットライン（松江地方気象台）

氾濫危険水位到達
府中橋水位観測所（水位5.40m）

◇大雨特別警報発表
○ホットライン（松江地方気象台）

○気象台記者会見
※台風最接近

堤防天端水位達成・越流

※「ホットライン（松江地方気象台）」は、上記の場合に行うほか、必要と認められれば随時行う。

※気象・水象情報に関する発表等のタイミングについては、地域・事象によって、異なります。

浜田県土整備事務所

○施設（水門・排水機場等）の点検・操作確認
○災害対策用資機材・復旧資機材等の確保
○支部体制の確認
○河川敷での工事の安全確認
○維持業者、河川巡視員への情報提供

【注意体制】

水防警報（待機）

水防警報（準備）

【警戒体制】

水位到達情報（氾濫注意情報）

水防警報（出動）

○出水時点検（巡視）

○ホットライン（総務課長）

水位到達情報（氾濫警戒情報）

○ホットライン（事務所長）
○漏水・侵食情報提供

【非常体制】

水位到達情報（氾濫危険情報）

水防警報（指示）

○ホットライン（事務所長）

○市の要請に応じて
災害対策機械の派遣

○ホットライン（事務所長）

○被害状況の把握
○被害状況・調査結果等の公表

氾濫発生

浜田市

○水防団等への注意喚起

○休校の判断、体制の確認等

水防第１体制

○水防団指示（待機）

○水防班長（予防班）の配置
○河川水位、降雨量等を確認
○水防団指示（準備）
○樋門・樋管等の操作担当者へ注意喚起
○ホットライン（市の防災担当者）

○水防団は0時を起点に3時間毎に降雨量を観測、時間雨量10mm以上の時は毎時観測
○消防本部・消防署は、過去24時間以内の降雨量が50mmに達した時から毎時雨量を観測
○避難所開設の検討

水防第２体制

水防団出動

○増水が予想されるときは人口密集地等を重点に警戒巡視広報の実施

（安全安心推進課長）
○巡視・水防活動状況を把握し、水防上危険な場合は措置を求める
○巡視・水防活動状況報告

○避難所開設の準備の判断
○要配慮者利用施設に水位到達情報（氾濫注意情報）を伝達
○避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合は、早めに避難準備・高齢者等避難開始の発令判断
○重要水防箇所や危険箇所の位置を確認し、発令地域を検討
○避難所開設の判断

第１災害体制

避難準備・高齢者等避難開始

○首長もしくは代理者の登庁

（総務部長）
○避難が必要の場合は住民への広報・避難誘導
○ホットライン（市の防災担当者）

○過去の洪水と比較等、洪水の切迫性の確認

○要配慮者利用施設に水位到達情報（氾濫警戒情報）を伝達
○避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合は、早めに避難勧告の発令判断
○重要水防箇所や危険箇所の位置を確認し、発令地域を検討

第２災害体制

避難勧告

○要配慮者利用施設に水位到達情報（氾濫危険情報）を伝達

災害対策本部設置

○防災対応の全職員が体制入り
○ホットライン（市長）

（総務部長）
○必要に応じ、助言の要請
○必要に応じ水防団の退避の指示

避難指示（緊急）

（総務部長）
○必要に応じ自衛隊の派遣要請
○堤防決壊を覚知した場合は浜田県土、所管警察署等の関係機関に通知
○避難者への支援
○堤防決壊時の周知

住民等

○テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報等の確認

○ハザードマップ等による避難所・避難ルートの確認

○防災グッズの準備

○自宅保全

○テレビ、インターネット、携帯メール等による大雨や河川の状況を確認

○防災無線、携帯メール等による避難準備・高齢者等避難開始の受信

要配慮者避難開始

○避難の準備（要配慮者以外）

○防災無線、携帯メール等による避難勧告・避難指示（緊急）の受信

避難開始

避難完了

最終的な危険回避行動

○未避難者の緊急避難
○屋内安全確保（垂直避難）

避難解除

0.5h 程度

1h 程度

レベル1
レベル2 注意
レベル3 警戒
レベル4 危険
レベル5

河 川 名：浜田川
観測所名：浜田大橋

台風の接近・上陸に伴う洪水（前線による洪水）を対象とした、県河川管理区間沿川の市町村の避難勧告の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）（案）

H29.11.6 作成

気象・水象情報

-72h
◇台風情報（台風予報）
◇台風に関する島根県気象情報（随時）

○台風説明会（於：松江地方気象台）
◇強風波浪高潮注意報発表

-48h
◇暴風波浪警報、大雨洪水高潮注意報発表

-24h
水防団待機水位到達
浜田大橋水位観測所（水位1.10m）

レベル1
浜田大橋水位観測所（水位1.40m）

◇大雨警報・洪水警報発表
○ホットライン（松江地方気象台）

氾濫注意水位到達
浜田大橋水位観測所（水位1.60m）

レベル2 注意
◇記録的短時間大雨情報（浜田市）発表

避難判断水位到達
浜田大橋水位観測所（水位1.70m）

レベル3 警戒
◇土砂災害警戒情報（浜田市）発表
○ホットライン（松江地方気象台）

氾濫危険水位到達
浜田大橋水位観測所（水位2.00m）

レベル4 危険
◇大雨特別警報発表
○ホットライン（松江地方気象台）

○気象台記者会見
※台風最接近

堤防天端水位達成・越流

レベル5

※「ホットライン（松江地方気象台）」は、上記の場合に行うほか、必要と認められれば随時行う。

※気象・水象情報に関する発表等のタイミングについては、地域・事象によって、異なります。

浜田県土整備事務所

○施設（水門・排水機場等）の点検・操作確認
○災害対策用資機材・復旧資機材等の確保
○支部体制の確認
○河川敷での工事の安全確認
○維持業者、河川巡視員への情報提供

【注意体制】
水防警報（待機）
水防警報（準備）

【警戒体制】
水位到達情報（氾濫注意情報）
水防警報（出動）
○出水時点検（巡視）

水位到達情報（氾濫警戒情報）

【非常体制】
水位到達情報（氾濫危険情報）
水防警報（指示）

○被害状況の把握
○被害状況・調査結果等の公表

氾濫発生

浜田市

○水防団等への注意喚起

○休校の判断、体制の確認等

水防第1体制
○水防団指示（待機）
○水防班長（予防班）の配置
○河川水位、降雨量等を確認
○水防団指示（準備）
○樋門・樋管等の操作担当者へ注意喚起
○ホットライン（市の防災担当者）
○水防団は0時を起点に3時間毎に降雨量を観測、時間雨量10mm以上の時は毎時観測
○消防本部・消防署は、過去24時間以内の降雨量が50mmに達した時から毎時雨量を観測
○避難所開設の検討

水防第2体制
○増水が予想されるときは人口密集地等を重点に警戒巡視広報の実施
○ホットライン（総務課長）→（安全安心推進課長）
○巡視・水防活動状況を把握し、水防上危険な場合は措置を求める
○巡視・水防活動状況報告

水防団出動
○避難所開設の準備の判断
○要配慮者利用施設に水位到達情報（氾濫注意情報）を伝達
○避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合は、早めに避難準備・高齢者等避難開始の発令判断
○重要水防箇所や危険箇所の位置を確認し、発令地域を検討
○避難所開設の判断

第1災害体制
○首長もしくは代理者の登庁
○ホットライン（事務所長）→（総務部長）
○漏水・侵食情報提供
○避難が必要の場合は住民への広報・避難誘導
○ホットライン（市の防災担当者）
○過去の洪水と比較等、洪水の切迫性の確認

避難準備・高齢者等避難開始
○要配慮者利用施設に水位到達情報（氾濫警戒情報）を伝達
○避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合は、早めに避難勧告の発令判断
○重要水防箇所や危険箇所の位置を確認し、発令地域を検討

第2災害体制
避難勧告
○要配慮者利用施設に水位到達情報（氾濫危険情報）を伝達

災害対策本部設置
○防災対応の全職員が体制入り
○ホットライン（市長）→（総務部長）
○ホットライン（事務所長）→（総務部長）
○必要に応じ、助言の要請
○必要に応じ水防団の退避の指示
○市の要請に応じて災害対策機械の派遣
○ホットライン（事務所長）→（総務部長）
○必要に応じ自衛隊の派遣要請
○堤防決壊を覚知した場合は浜田県土、所管警察署等の関係機関に通知
○避難者への支援
○堤防決壊時の周知

避難指示（緊急）

住民等

○テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報等の確認

○ハザードマップ等による避難所・避難ルートの確認
○防災グッズの準備

○自宅保全

○テレビ、インターネット、携帯メール等による大雨や河川の状況を確認

○防災無線、携帯メール等による避難準備・高齢者等避難開始の受信
要配慮者避難開始
○避難の準備（要配慮者以外）

○防災無線、携帯メール等による避難勧告・避難指示（緊急）の受信
避難開始

避難完了
最終的な危険回避行動
○未避難者の緊急避難
○屋内安全確保（垂直避難）

避難解除

-72h / -48h / -24h / -10h 程度 / -3h 程度

0.5h 程度

1h 程度

河 川 名：周布川
観測所名：中場

台風の接近・上陸に伴う洪水（前線による洪水）を対象とした、県河川管理区間沿川の市町村の避難勧告の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）（案）

H29.11.6 作成

気象・水象情報

-72h
◇台風情報（台風予報）
◇台風に関する島根県気象情報（随時）
○台風説明会（於：松江地方気象台）
◇強風波浪高潮注意報発表
-48h
◇暴風波浪警報、大雨洪水高潮注意報発表
-24h

レベル1

水防団待機水位到達
中場水位観測所（水位1.80m）

中場水位観測所（水位2.00m）

◇大雨警報・洪水警報発表
○ホットライン（松江地方気象台）

レベル2 注意

氾濫注意水位到達
中場水位観測所（水位2.10m）

◇記録的短時間大雨情報（浜田市）発表

レベル3 警戒

避難判断水位到達
中場水位観測所（水位2.90m）

◇土砂災害警戒情報（浜田市）発表
○ホットライン（松江地方気象台）

レベル4 危険

氾濫危険水位到達
中場水位観測所（水位3.20m）

◇大雨特別警報発表
○ホットライン（松江地方気象台）
○気象台記者会見
※台風最接近

堤防天端水位達成・越流

レベル5

※「ホットライン（松江地方気象台）」は、上記の場合に行うほか、必要と認められれば随時行う。

※気象・水象情報に関する発表等のタイミングについては、地域・事象によって、異なります。

浜田県土整備事務所

○施設（水門・排水機場等）の点検・操作確認
○災害対策用資機材・復旧資機材等の確保
○支部体制の確認
○河川敷での工事の安全確認
○維持業者、河川巡視員への情報提供

【注意体制】

水防警報（待機）

水防警報（準備）

【警戒体制】

洪水予報（氾濫注意情報）　水防警報（出動）

○出水時点検（巡視）

○ホットライン（総務課長）

洪水予報（氾濫警戒情報）

○ホットライン（事務所長）
○漏水・侵食情報提供

○ホットライン（市の防災担当者）

【非常体制】

洪水予報（氾濫危険情報）　水防警報（指示）

○ホットライン（事務所長）

○市の要請に応じて災害対策機械の派遣

洪水予報（氾濫発生情報）

○ホットライン（事務所長）

○被害状況の把握
○被害状況・調査結果等の公表

氾濫発生

浜田市

○水防団等への注意喚起

○休校の判断、体制の確認等

水防第1体制

○水防団指示（待機）
○水防班長（予防班）の配置
○河川水位、降雨量等を確認
○水防団指示（準備）
○樋門・樋管等の操作担当者へ注意喚起
○ホットライン（市の防災担当者）

○水防団は0時を起点に3時間毎に降雨量を観測、時間雨量10mm以上の時は毎時観測
○消防本部・消防署は、過去24時間以内の降雨量が50mmに達した時から毎時雨量を観測
○避難所開設の検討

水防第2体制

○増水が予想されるときは人口密集地等を重点に警戒巡視広報の実施

（安全安心推進課長）
○巡視・水防活動状況を把握し、水防上危険な場合は措置を求める
○巡視・水防活動状況報告

第1災害体制

○首長もしくは代理者の登庁

（総務部長）
○避難が必要の場合は住民への広報・避難誘導

○過去の洪水と比較等、洪水の切迫性の確認

第2災害体制

災害対策本部設置
○防災対応の全職員が体制入り

○ホットライン（市長）
（総務部長）
○必要に応じ、助言の要請
○必要に応じ水防団の退避の指示

（総務部長）
○必要に応じ自衛隊の派遣要請
○堤防決壊を覚知した場合は浜田県土、所管警察署等の関係機関に通知
○避難者への支援
○堤防決壊時の周知

水防団出動

○避難所開設の準備の判断
○要配慮者利用施設に洪水予報（氾濫注意情報）を伝達
○避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合は、早めに避難準備・高齢者等避難開始の発令判断
○重要水防箇所や危険箇所の位置を確認し、発令地域を検討
○避難所開設の判断

避難準備・高齢者等避難開始

○要配慮者利用施設に洪水予報（氾濫警戒情報）を伝達
○避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合は、早めに避難勧告の発令判断
○重要水防箇所や危険箇所の位置を確認し、発令地域を検討

避難勧告

○要配慮者利用施設に洪水予報（氾濫危険情報）を伝達

避難指示（緊急）

○要配慮者利用施設に洪水予報（氾濫発生情報）を伝達

住民等

-72h
○テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報等の確認
○ハザードマップ等による避難所・避難ルートの確認
○防災グッズの準備
○自宅保全
○テレビ、インターネット、携帯メール等による大雨や河川の状況を確認
-48h
-24h
-10h 程度
-3h 程度

○防災無線、携帯メール等による避難準備・高齢者等避難開始の受信

要配慮者避難開始

○避難の準備（要配慮者以外）

0.5h 程度

○防災無線、携帯メール等による避難勧告・避難指示（緊急）の受信

避難開始

1h 程度

避難完了

最終的な危険回避行動

○未避難者の緊急避難
○屋内安全確保（垂直避難）

避難解除

河 川 名：三隅川
観測所名：三隅

台風の接近・上陸に伴う洪水（前線による洪水）を対象とした、県河川管理区間沿川の市町村の避難勧告の発令等に着目したタイムライン（防災行動計画）（案）

H29.11.6 作成

気象・水象情報

-72h

◇台風情報（台風予報）
◇台風に関する島根県気象情報（随時）

○台風説明会（於：松江地方気象台）
◇強風波浪高潮注意報発表

-48h

◇暴風波浪警報、大雨洪水高潮注意報発表

-24h

レベル1

水防団待機水位到達
三隅水位観測所（水位2.50m）

三隅水位観測所（水位2.80m）

◇大雨警報・洪水警報発表
○ホットライン（松江地方気象台）

レベル2 注意

氾濫注意水位到達
三隅水位観測所（水位3.00m）

◇記録的短時間大雨情報（浜田市）発表

レベル3 警戒

避難判断水位到達
三隅水位観測所（水位5.20m）

◇土砂災害警戒情報（浜田市）発表
○ホットライン（松江地方気象台）

レベル4 危険

氾濫危険水位到達
三隅水位観測所（水位5.70m）

◇大雨特別警報発表
○ホットライン（松江地方気象台）

○気象台記者会見
※台風最接近

堤防天端水位達成・越流

レベル5

※「ホットライン（松江地方気象台）」は、上記の場合に行うほか、必要と認められれば随時行う。

※気象・水象情報に関する発表等のタイミングについては、地域・事象によって、異なります。

浜田県土整備事務所

○施設（水門・排水機場等）の点検・操作確認
○災害対策用資機材・復旧資機材等の確保
○支部体制の確認
○河川敷での工事の安全確認
○維持業者、河川巡視員への情報提供

【注意体制】

水防警報（待機）

水防警報（準備）

【警戒体制】

水位到達情報（氾濫注意情報）

水防警報（出動）

○出水時点検（巡視）

水位到達情報（氾濫警戒情報）

【非常体制】

水位到達情報（氾濫危険情報）

水防警報（指示）

○被害状況の把握
○被害状況・調査結果等の公表

氾濫発生

浜田市

○水防団等への注意喚起

○休校の判断、体制の確認等

水防第1体制

○水防団指示（待機）

○水防班長（予防班）の配置
○河川水位、降雨量等を確認
○水防団指示（準備）
○樋門・樋管等の操作担当者へ注意喚起
○ホットライン（市の防災担当者）

○水防団は0時を起点に3時間毎に降雨量を観測、時間雨量10mm以上の時は毎時観測
○消防本部・消防署は、過去24時間以内の降雨量が50mmに達した時から毎時雨量を観測
○避難所開設の検討

水防第2体制

水防団出動

○増水が予想されるときは人口密集地等を重点に警戒巡視広報の実施

○ホットライン（総務課長）→（安全安心推進課長）

○巡視・水防活動状況を把握し、水防上危険な場合は措置を求める
○巡視・水防活動状況報告

○避難所開設の準備の判断
○要配慮者利用施設に水位到達情報（氾濫注意情報）を伝達
○避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合は、早めに避難準備・高齢者等避難開始の発令判断
○重要水防箇所や危険箇所の位置を確認し、発令地域を検討
○避難所開設の判断

第1災害体制

避難準備・高齢者等避難開始

○首長もしくは代理者の登庁

○ホットライン（事務所長）→（総務部長）
○漏水・侵食情報提供

○避難が必要の場合は住民への広報・避難誘導
○ホットライン（市の防災担当者）
○過去の洪水と比較等、洪水の切迫性の確認

○要配慮者利用施設に水位到達情報（氾濫警戒情報）を伝達
○避難が必要な状況が夜間・早朝となる場合は、早めに避難勧告の発令判断
○重要水防箇所や危険箇所の位置を確認し、発令地域を検討

第2災害体制

避難勧告

○要配慮者利用施設に水位到達情報（氾濫危険情報）を伝達

災害対策本部設置

○防災対応の全職員が体制入り
○ホットライン（市長）

○ホットライン（事務所長）→（総務部長）
○必要に応じ、助言の要請
○必要に応じ水防団の退避の指示

避難指示（緊急）

○市の要請に応じて災害対策機械の派遣

○ホットライン（事務所長）→（総務部長）
○必要に応じ自衛隊の派遣要請
○堤防決壊を覚知した場合は浜田県土、所管警察署等の関係機関に通知
○避難者への支援
○堤防決壊時の周知

住民等

○テレビ、ラジオ、インターネット等による気象警報等の確認

○ハザードマップ等による避難所・避難ルートの確認

○防災グッズの準備

○自宅保全

○テレビ、インターネット、携帯メール等による大雨や河川の状況を確認

-48h
-24h
-10h 程度
-3h 程度

○防災無線、携帯メール等による避難準備・高齢者等避難開始の受信

要配慮者避難開始

○避難の準備（要配慮者以外）

0.5h 程度

○防災無線、携帯メール等による避難勧告・避難指示（緊急）の受信

避難開始

1h 程度

避難完了

最終的な危険回避行動

○未避難者の緊急避難
○屋内安全確保（垂直避難）

避難解除